

独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立大雪青少年交流の家利用団体受入要項

平成29年2月1日

所長裁定

令和3年4月16日

一部改定

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家利用細則第13条の規定により、国立大雪青少年交流の家(以下「交流の家」という。)における利用団体の受入手続等に関しては、この申合せによる。

(利用団体の区分)

第2条 交流の家の利用申込手続における利用団体の区分は、独立行政法人国立青少年教育振興機構教育事業部企画・推進課通知「施設使用料金の徴収における団体区分及び利用区分について」(平成21年7月27日)に定める団体区分のとおりとする。

(利用者の範囲)

第3条 国立青少年教育振興機構利用規則(平成18年4月1日)に基づき、青少年及び青少年教育指導者その他の青少年教育関係者の団体とする。

- 一 成人又は青年の引率責任者が定められているもの
- 二 あらかじめ具体的な研修計画を定めているもの
- 2 前項に規定する団体の使用に支障のない限り、成人等の一般団体の研修活動の利用を認める。
- 3 宿泊を伴わない利用(以下「日帰り利用」という。)の申込みがあった場合は、宿泊利用団体の活動に支障が生じないことを確認の上、申込みを受け付けるものとする。

(利用申込の受付期間)

第4条 団体の利用申込みは、利用日(利用を希望する期間の初日をいう。以下同じ。)の属する年度の前々年度(以下「利用前々年度」という。)の3月から前年度の5月まで受付を行うものとする。

- 2 前項の受付期間以降の団体の利用申込みは、利用日の属する年度の前年度の10月1日から原則として利用日の1か月前まで受付を行うものとする。
- 3 日帰り利用の申込みは、利用日の属する年度の前年度の10月1日から原則として利用日の1か月前まで受付を行うものとする。
- 4 第1項から前項の規定にかかわらず、次に該当する場合で、既に受け入れを決定している団体の活動等に支障を生じないと認める場合は、それぞれ定める期日まで受付を行うことができるものとする。
 - 一 宿泊利用の場合
宿泊棟に空室が生じている場合、利用日の2週間前まで
 - 二 日帰り利用の場合
 - ア 食事希望がある場合、利用日の2週間前まで
 - イ 食事希望がない場合、利用日の当日まで
- 5 第1項から前項の規定にかかわらず、所長が特に認める場合は、申込期間終了後も利用申込

みを受け付けることができる。

(利用希望の調整)

第5条 前条第1項に定める利用の申込みは、利用前々年度の3月から利用の前年度5月までの間（以下「利用調整期間」という。）にあっては、利用希望調書の提出により受付を行うものとし、交流の家は、利用調整期間中に提出された利用希望調書に基づき、各団体の利用希望の調整を行うものとする。

(利用調整後の受付)

第6条 第4条第2項及び第3項に規定する利用申込みは、利用調整期間終了後に、先着順で受け付けるものとする。

(利用決定通知の送付)

第7条 交流の家は、第4条第1項に定める利用希望の調整により団体の受入期日を決定したとき、団体へ利用決定通知を送付することとする。

(申込書の提出)

第8条 前条の規定により申込書の送付を受けた利用団体は、原則として利用日の1か月前までに、交流の家に申込書を提出しなければならない。ただし、利用日の1か月前を過ぎて利用申込みを行った利用団体にあっては、利用申し込み後、速やかに交流の家に申込書を提出するものとする。

(受入れの決定)

第9条 所長は、利用団体から申込書の提出があったときは、これを受理し、当該利用団体の活動計画案に基づき、活動場所や活動時間についてのプログラム調整を行った後、当該利用団体の受入れを決定するものとする。

2 前項による受入れの決定を行った場合は、当該団体に利用期日等を速やかに通知するものとする。

(事前打合せ)

第10条 利用団体は、必要に応じ、利用に当たっての活動内容及び施設・設備の利用について、交流の家職員と事前に打合せを行うものとする。

(利用日程, 利用人数の変更等)

第11条 利用団体は、利用日程を変更し、又は利用を中止しようとするときは、速やかに、交流の家に申し出るものとする。ただし、風水害等の災害を理由とする場合には、この限りでない。

2 利用団体は、利用人数を変更しようとするときは、速やかに交流の家に申し出るものとする。

3 第1項及び前項に伴う、食事数の変更については、利用団体が直接食堂へ所定の様式により連絡するものとする。

(中止命令等)

第12条 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用団体に活動の中止を命、状況によっては退所を命ずることができる。

- 一 交流の家の諸規則に違反したとき
- 二 他の利用者の活動や生活に支障を生じさせたとき
- 三 施設、設備又は環境を損なったとき
- 四 交流の家職員の指示に従わないとき

2 所長は、前項の規定に基づき活動の中止又は退所を命じた利用団体、その他交流の家の利用において特に問題があると認められる団体については、次回以降の当該団体の利用を差し止めることができるものとする。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成29年2月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 「独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家利用者の範囲に関する要項（平成18年5月8日所長裁定）」は、廃止する。
- 3 この要項は、令和3年4月16日から施行し、令和3年4月16日から適用する。